



お知らせ『りしり富士』

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

会計課税務こくほ係

■新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯、または世帯主が罹患し死亡・重篤な傷病を負った世帯への、令和4年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免につきまして、下記の条件に該当した世帯が対象となりますので、該当のある方は期限までに申請をお願いいたします。

【対象となる世帯】

1. 罹患世帯：全額免除

(主たる生計維持者(世帯主)が罹患し、死亡又は重篤な傷病を負った場合)

※重篤な傷病とは：1ヶ月以上の治療(入院)を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合

※重篤な傷病により治療(入院)をおこなった場合は医師の診断書等

2. 減収世帯：以下の要件(生計中心者)をすべて満たすもの

○今年の見込み事業収入等の減少額が、前年のその収入の「3割以上」である。

○前年の合計所得が「1,000万円以下」である。

○減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が「400万円以下」である。

【減免額】

1. 減免割合(生計中心者の前年合計所得が・・・)

生計中心者の前年合計所得	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1,000万円以下
減免割合	全部(※)	8割	6割	4割	2割

※事業廃止または失業の場合は、前年合計所得にかかわらず全額

2. 減免額の計算

○減免額＝税額×前年所得÷世帯全所得×減免割合

■計算例

①生計中心者の事業所得が「350万円」のみの世帯の場合

②生計中心者の事業所得が「350万円」と配偶者の給与所得が「100万円」の世帯の場合

※税額を30万円

※減免割合は8割(前年の所得)

	税額×	前年所得÷	世帯全所得×	減免割合＝	減免額
①の場合	300,000	3,500,000	3,500,000	80%	240,000
②の場合	300,000	3,500,000	4,500,000	80%	186,667

◎【申請期限】令和5年3月31日まで

詳細につきましては、会計課へお問い合わせ下さい。

【電話】0163-82-2123(直通)

【納付の推進】

町では12月を「町税及び使用料等納付推進強調月間」として町税（町道民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税）及び使用料など（公営住宅使用料・上下水道料・ゴミ処理手数料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等）の納付推進を強化します。

お手元の納付書などをお確かめのうえ、まだ納付されていない町税や使用料などで、既に納期限が過ぎている場合には、お早めに納付下さい。（国民健康保険税の最終納期は**12月26日（月）**です。）

また、未納の方については今後自宅訪問を実施しますので、事情があって納付ができない場合は、早急に納付相談を受けてください。

【滞納整理の強化】

令和3年度以前の町税及び使用料などの滞納者のうち、役場から催告書等が届いているにもかかわらず応じない方、また、計画的な納付の約束をしたのに納付が履行されていない方に対しては、今後やむを得ず勤務先への給与照会や金融機関への預貯金照会などを実施のうえ差押など厳しい滞納処分を行いますので、お早めにご相談下さい。

【口座振替制度】

「口座振替制度」とは金融機関が町の税金や使用料などを本人指定の預金口座から、納期に合わせて自動的に納付する制度です。納付忘れがなく、忙しい方や不在がちの方に大変便利です。

一度手続きをすると翌年度以降も自動継続されますので、既に手続きされた方は再度手続きをする必要はありません。

申し込みは各金融機関または役場会計課・福祉課・建設課の各担当窓口へお問い合わせ下さい。

燃料油価格変動調整金（バンカーサーチャージ）に伴う2等離島住民割引運賃について

企画政策課

ハートランドフェリーが導入している燃料油価格変動調整金（バンカーサーチャージ）に伴う1月分からの「2等 離島住民割引運賃」については、以下のとおり変更ありませんので、お知らせいたします。

なお、この運賃については1月1日から3月31日まで（3ヶ月間）の価格設定であり、「第1ステージ」となっております。

引き続き、3ヶ月ごとの運賃ステージの見直しに合わせてその都度お知らせいたしますので、町民の皆さまにおかれましては、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

<2等 離島住民割引運賃>

鶯泊～稚内	大人	現行：1,400円	⇒	1月1日から：1,400円（±0円）
	子供	現行：700円	⇒	1月1日から：700円（±0円）
鶯泊～香深	大人	現行：460円	⇒	1月1日から：460円（±0円）
	子供	現行：230円	⇒	1月1日から：230円（±0円）
稚内～香深	大人	現行：1,610円	⇒	1月1日から：1,610円（±0円）
	子供	現行：800円	⇒	1月1日から：800円（±0円）

令和5年度・令和6年度に、利尻富士町が発注する建設工事や設計及び物品の競争入札に参加を希望される方は、次により関係書類を提出してください。

■受付期間：令和4年12月12日～令和5年1月31日

■受付方法：郵送での受付 ※島内業者に限り持参可

持参受付時間 午前 8時30分～12時00分
午後 1時00分～ 5時15分
※休日・祝日を除く。

提出・郵送先 〒097-0101
北海道利尻郡利尻富士町鶯泊字富士野6番地
利尻富士町役場 建設課 建設農林係
Tel 0163-82-2511（直通）

■指定様式

工事・設計等 → 市町村統一様式 ※次の場所より購入できます。
『<http://doboku.server-shared.com/>』

役務・物品 → 北海道様式 ※次の場所よりダウンロードできます。
『<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/95428.html>』

■添付書類

①納税証明書：直近1ヵ年分 コピー可

国 税…所得税、法人税、消費税及び地方消費税

都道府県税…法人道民税、法人事業税等

市町村民税…下記のとおり

・町内業者～町税の納税証明書は、毎年1ヵ年とし法人の場合は、法人及び代表者（個人）分を添付すること。

②登記簿謄本：コピー可

③印鑑証明書：コピー可

④決算報告書：1ヵ年分 コピー可

⑤返信用封筒：84円切手送付

⑥暴力団排除に関する誓約書（※様式は任意）

■有効期間：2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）※委任状を含む

【注意事項】

複数の部門に指名願いを提出される場合は、それぞれの部門ごとに提出してください。本社が支店・支社・営業所等に入札を委任する場合、部門ごとに年間委任状を提出してください。

【お問い合わせ】 建設課建設農林係 0163-82-2511（直通）

利尻富士町民の子弟で、学業優秀であるが経済的理由により修学困難な生徒に対し、就学資金の貸与その他育英上の業務を行い、もって有為な人材を育成するため利尻富士町育英資金貸与条例を設定しています。

1. 奨学生の資格

学資の貸与を受ける方（以下「奨学生」という。）の資格は、奨学生のご両親若しくはこれに代るべき者が本町に住居を有する者で、次の各号に掲げる条件を備えた者。

- (1) 大学（短期大学、高等専門学校を含む）、各種専門学校又は高等学校に在学していること。
- (2) 学資に乏しいこと。
- (3) 身体強健であること。
- (4) 学業成績が優良で性行が善良であること。

2. 貸与月額

自宅通学（島内）25,000 円以内

自宅外通学（島外）50,000 円以内

3. 貸与金の返済

貸与を受けた学資の返済は、最終学校卒業の月の1年後から10年以内にその全額を月賦、半年賦又は年賦で返済するものとしています。

※詳しい内容や手続きについては、教育委員会企画管理係までお問い合わせください。
【連絡先：利尻富士町教育委員会 企画管理係（電話 82-1370）】

緊急自動車の優先走行にご協力ください！

消防利尻富士支署 鷺泊・鬼脇駐在所

去る11月22日に鷺泊港内で発生した火災において、鬼脇方面から火災現場へ急行する消防車両がサイレンを鳴らして走行しているにもかかわらず、前方の一般車両が進路を譲らないことから追い越しができず、現場への到着が遅れるという事案が発生しました。

道路交通法においては「緊急自動車の優先権」が明記されており、「サイレンを鳴らし赤色回転灯を回転させ緊急走行する緊急自動車は赤信号の交差点に進入できる」、「一般の車両は、緊急自動車が接近してきたときは道路の左側に寄って進路を譲らなければならない」等と定められています。

消防車や救急車、パトカーなどの緊急自動車は、火災や交通事故などの災害現場に急行し、消火活動や応急処置、医療機関への搬送等の『命を救う活動』を一刻も早く行わなければなりません。

みなさまには今一度その重要性をご認識いただき、町民の生命・財産を守るための行動にご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

お知らせ『りしり富士』

「外出お助け車両」の運行について

利尻富士町社会福祉協議会

高齢者の方々の外出のお手伝いと、新型コロナウイルス感染症による閉じこもりの解消や、フレイル予防のため、「外出お助け車両」の運行を実施しています。「冬期間の路線バスの乗り降りが不便」「待合時間が合わない」「買い物に行きたいけど頼める人がいない」「金融機関などで用事を足したい」など、ちょっとしたお出かけの際にぜひご利用ください。

1. 対象者 75歳以上で自家用車のない世帯の方
2. 運行期間 令和4年11月1日から令和5年3月31日まで
3. 利用範囲 買い物、金融機関、役場まで運転手に行先を申し付けください。
4. 利用方法
 - ・利用したい日を指定してください。
(ただし、運行日は月曜日～金曜日となります)
 - ・迎えに行く時間は、午後1:00～午後3:00のなかで指定してください。
 - ・利用する人数については、**1名から3名まで**とさせていただきます。
(新型コロナウイルス感染症の対策のため)
 - ・**利用する1日前まで**にご連絡ください。
5. 利用料 「無料」
6. 申込み 利用日の前日までに**社会福祉協議会「電話(82-2791)」**へご連絡ください。
7. その他 新型コロナウイルス感染症の感染予防ため、外出前の検温(37.5℃以上の方はご利用できません。)・マスクの着用・手指消毒のご協力をよろしくお願いします！

クリスマス サンタさん事業について

利尻富士町青年ボランティアクラブ



今年もサンタさんがくるよ～
たくさんの申込をお待ちしています♪



☆子供達にとってはとっても楽しみにしているクリスマスプレゼント！をボランティアクラブの方々がサンタクロースに扮し、各家庭を訪問します。
(プレゼントは各家庭で用意してください。)

- 【対象者】 小学校就学前のお子さんのいる家庭
【申込期限】 12月20日(火)
【訪問時間】 12月24日(土) 午後6時～午後7時頃
(悪天候の場合は、日時変更することがあります。)



- ・申込み、お問い合わせ等は下記までご連絡ください。

《利尻富士町役場 Tel 82-1111》